

**独立行政法人改革等を踏まえた「独立行政法人会計基準」
及び「独立行政法人会計基準注解」等の形式的文言修正**

【独法改革後の分類】

今回の独立行政法人改革等により、独立行政法人には、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人の3分類が設けられたところであり、現行制度で中期目標、中期計画、年度計画とされていたものは、法人分類に伴い、以下のとおり変更されている。

現行制度	新制度		
	中期目標管理法人	国立研究開発法人	行政執行法人
中期目標	中期目標	中長期目標	年度目標
中期計画	中期計画	中長期計画	事業計画
年度計画	年度計画	年度計画	

【対応方針】

上記の分類を現行会計基準等において、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」とされている表現は、原則として次のとおり形式的に見直すこととする（制度設計上、行政執行法人を対象としていない部分は除く。）。

なお、行政執行法人においては、毎年度の目標になるため、現行制度における中期計画と同様の概念として、会計基準上、「事業計画」を、現行制度における「中期計画」に代わるものとして整理する。

現行の会計基準等の記載	法人分類を踏まえた整理	改訂後の会計基準等の記載
中期目標	中期目標、中長期目標及び年度目標を含む概念として整理	中期目標等 ※ 最初の表現で左記整理を記載 (参考資料 1 3 ページ参照)
中期計画	中期計画、中長期計画及び事業計画を含む概念として整理	中期計画等 ※ 最初の表現で左記整理を記載 (参考資料 1 1 ページ参照)
中期計画等	中期計画、中長期計画、事業計画及び年度計画を含む概念として整理	中期計画等及び年度計画 ※ 最初の表現で左記整理を記載 (参考資料 1 2 ページ参照)

改正独立行政法人通則法（抜粋）

※ 下線部は、改正部分を表す。

（年度目標）

- 第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 財務内容の改善に関する事項
 - 四 その他業務運営に関する重要事項
- 3 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。

（事業計画）

- 第三十五条の十 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の用途に充てることができる。

4 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。